

地公退職会

No. 117
2014. 2. 27

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

二〇一四年度年金額改定 △〇・七%

厚生労働省は一月三十一日に二〇一四（平成二六）年度の年金額は〇・七%の引き下げとする改定を発表した。六月支給分から年金が減額される。

年金額は例年一月二六日の属する週の金曜日に総務省が公表する「平均消費者物価指数の対前年比較変動率」に対応して改定されることになっている。前年の物価と比較すると十〇・四%だったが、「名目手取り賃金変動率」がこれを下回る十〇・三%だったため、低い方を改定率とする定めにより十〇・三%になったもの。

これとは別に「物価特例水準二・五%の段階的解消」として昨年十月の△一%に続き本年四月△一%が既に決定されていたので、差引△〇・七%とされた（ちなみに、昨年末の政府予算案では「物価十〇・四%上昇見込み―特例水準解消△一%＝△〇・六%」と積算されていた）。

年金額を物価（または賃金）に連動してスライドさせることは私たちの要求でもあるので、物価（賃金）統計による年金額改定は減額を含めて納得できる。しかし、私たちは「特例水準は国会の全会派一致で決めてきたもので、解消するときは物価上昇時に相殺すべき」と主張して名目額の切り下げには反対してきた。

ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越えるために

ヘイトスピーチ

近年、しばしばヘイトスピーチ・ヘイトクライムという言葉に出会います。直訳して「憎悪表現」「憎悪犯罪」とされることもありませんが、「差別主義（レイシズム）」に基づく差別煽動や犯罪」が実態を表しているようです。差別攻撃は人種、民族、性などの少数者が対象にされてきました。

日本でも蔓延中

日本でも急速にこの活動が蔓延しており、その対象は在日韓国人・朝鮮人、中国人、ブラジル人、難民申請者、先住民アイヌ、被差別部落の人々、女性、障害者、生活保護受給者、性的マイノリティなど実に広範な人々が攻撃されています。

差別主義者の発言・文章は、人がお互いに尊重しあうという社会の基本からは想像もつかない口汚い言葉の暴力で、しばしば物理的暴力も伴っています。

また全国で実施されている集会・デモのテーマは上記の攻撃対象に加えて、「従軍慰安婦はなかった」「南京虐殺はなかった」「首相の靖国神社参拝要求」などの歴史認識課題や、「改憲」「秘密保護法制定」「領土問題」「原発推進」「橋下市長激励」などにまで及んでいます。

石原維新代表に象徴される、臆病の裏返しとしての過激発言“をする公人がこれらを助長しています”。

差別煽動に対する日本の法的規制は国際的合意に比して極めて不十分で、野放しの状態と言わざるを得ず、被差別者は深く傷つけられています。その限界の中でさえ、あまりの悪質さによって当事者の告発・提訴をもとに刑事事件として実刑確定、民事事件として損害賠償確定する例が出ています。

表現の自由と規制

日本では、国家が市民の表現の自由を犯した時代が長く、これに対する反発から表現の自由を犯す規制はすべきではないとする良識があります。しかし、人の平等を否定し、被害者に恐怖や深刻な傷を負わせるヘイトスピーチ・煽動は表現の自由の埒外にあるのではないのでしょうか。だからこそジェノサイド（大量虐殺）を反省し教訓化した国々では規制法制を整備しています。

来年、マクロ経済スライド初発動の可能性も

二〇〇四年の年金制度改正では、それまでの「給付水準を固定して、再計算により必要な保険料を改定する」方式から、保険料の上限を決めてその範囲で給付を抑制する「方式に転換した。抑制方法としては既裁定者の年金額について「物価の伸び率―スライド調整率（公的年金全体の被保険者数の減少率△〇・六%＋平均余命の伸び率△〇・三%÷合計〇・九%）」に抑制する「マクロ経済スライド」が導入された。これは、引き上げ抑制であって、名目年金額を引き下げることはない（物価下落時は発動しない）というルールで発足した（安倍政権は将来の名目額の切り下げを視野に入れた検討に入っている）。

マクロ経済スライドは前記の物価特例水準解消後に発動することになっていたが、来年四月には解消するので（「物価特例水準の段階的解消」は二〇一五年四月に残りの△〇・五%が決定されている）、消費者物価が〇・五%を超えて上昇した場合は初めて発動される可能性がある。

今年実施される年金財政検証結果による対策案とあわせて注視する必要がある。

特定秘密保護法による表現の自由廃絶を許さないことと、差別禁止のためのヘイトスピーチ規制は人権尊重という物差しを当てれば矛盾なく両立します。

のりこえ運動

国際社会は人種差別撤廃条約を一九六九年に発効させ、日本も一九九五年に加入しています。しかし、その実効性を保障するてだてがとられておらず、国連の人権機関による他の勧告とともに法的・制度的・社会的な定着を急ぐ必要があります。野放しの差別煽動は被害者の自死を招くほど深刻な打撃を与えます。

差別煽動をやめさせるための多くの運動が生まれており、その一つに「のりこえねつと（ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク）」があります。

「のりこえねつと」は法的・制度的・社会的な対策に努力するとともに、差別煽動の実態を明らかにすることに取り組んでおり、新たな被害者を生み出さないために煽動・デモに対する現場での抗議行動（カウンター）も展開しています。

「のりこえねつと」は運動全体への支援とともに、その一つとして、個人としてのカウンター名簿登録を呼びかけています。名簿登録者に住まいの近くで予定されているヘイトデモを知らせ、事前チラシ配布、カウンター行動参加、写真・映像による記録、差別落書き消去などの活動を期待するものです。

地公退はのりこえネットの要請に応じて、会員にその運動を紹介し、会員が自分にできる形で協力するよう呼びかけることを申し合わせました。問い合わせ・申し込みは左記へ。

のりこえねつと連絡先

〒一六九一〇〇七二 東京都新宿区大久保二一七一一

フジビル三一ー ペンの事務所気付

電話…〇三一五一五五ー〇三八五

FAX…〇三一五一五五ー〇三八三

資料

ヘイトスピーチの実態、これを無くす運動の考え方などについてもう少し詳しく知りたいときは、「のりこえねつと」のホームページまたは、「岩波新書…『ヘイトスピーチとは何か』師岡康子著」などが、分かりやすく紹介しています。

地公退・自治退合同学習会

公的年金、受け取り続けることはできるのか？

一月二二日、地公退・自治退合同幹部学習会として、朝日新聞社の太田記者を講師に「公的年金、受け取り続けることはできるのか？」をテーマに年金学習会を開催した。以下は講演の概要。

公的年金とは「世代間の仕送り」

公的年金とは政府が運営する金融商品ではない。世の中の年金批判は、公的年金と個人年金とを勘違いした議論による。市場経済だけでは世の中が廻っていない面があり、それを補うものとしてインフラが必要。年金もそれと同じで、経済の原理を補うために経済とは違う原理で動くのが公的年金。では、「公的年金とは何か」というと、それは「世代間の仕送り」である。かつては家族が担ってきた「働きなくなった高齢者を養う」という役割が、産業社会化や都市化・核家族化で困難になり、それを社会的に肩代わりする機能の一つとして公的年金は発達してきた。



朝日新聞社 太田記者

公的年金は、一九世紀のドイツから始まったが、どんな他の国に広がり、いまや先進国では公的年金を持つているのが当たり前。最初は各国とも「積立方式」でスタートしたが、経済恐慌や戦争で経済が大被害をこうむって積立金の運用でつまずいた。「積立方式」は経済変動の影響を受けやすく、安定した生活ができる年金を長期に亘り保障することは困難。だから現実にも日本を含め先進主要国の公的年金は、大半が「賦課方式」へ移行している。

日本でもリーマンショックで、積立方式でやっている企業年金はすごいダメージを受けたが、公的年金はそれほど影響を受けなかった。「破綻」が言われ始めてから十年、その兆しは今のところない。

説得力のない、刷り込まれる「年金破綻論」

① 現役世代の保険料未納で年金が破綻する？

明らかな勘違い。未納は、自営業者向けの国民年金だけで、未収金額は保険料収入全体の五％に過ぎない。

厚生年金や共済年金は給与から控除されているので取りはぐれはない。長期的には、保険料を払っていない人には、年金も払わなくていいので、年金財政への影響はごく少ない。

② 積立金の枯渇で年金は破綻する？

年金の運用は「良い時も悪い時もある」が、リーマンショック以降の積立金運用が最悪な時期の下降線でそのまま推計すれば、積立金はなくなってしまう。しかし良い時期もあったのであり、山あり谷ありなのに、「破綻論」は、それを下がっている時だけに基に予想する、極めて恣意的主張であり、偏った試算をしている。やはり現実味なしで矛盾だらけ。

③ 現役世代一・二人で高齢者一人を支えられる訳がない？

現役世代と高齢者の比率は、「支える側と支えられる側の比率」でみるのが妥当。高齢者は増えるが子どもが減る分、養育に関する社会的負担は減っていく。この一〇年・二〇年は大丈夫と思う。その後、バランスが崩れていくので、それを防ぐために元気な高齢者や女性も働きましょう、ということ。「一対一」を維持することが大事。

抜本改革をすれば良くなるのか？

元々、公的年金の仕組みは、「現役世代から保険料を集め、高齢者に年金として配る」というシンプルな仕組み。

結局は、「年金がどれだけ受け取れるか」ということは、国全体の経済のパフォーマンスに依存する面が極めて大きい。だから「制度を変えてできること」は限定的である。

年金にとって、一番大事なのは、経済と人口構成の二つである。

この二つについてきちっとした努力をすることが大事だと思う。

昨春秋にIMFが日本で講演したが、年金の支払いに問題がある場合の解決策として、「年金月額の下下げ、支給開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げ、国民総生産の増大政策」の四つを挙げ、「これらのアプローチが含まれていない年金財政改善策は、いずれも幻想である」と指摘したが、これが今の世界中のコンセンサス。

つまり「痛みを伴う改革」をするしかない。「みんながニコニコ笑って年金が良くなることはない」ということ。これが厳しい現実。この現実を見ない改革策はすべて幻想。このことがコンセンサスとして重要。

「社会保障・税の一体改革」に基づく改革の意味

① 受給資格期間短縮

二五年の受給資格を二〇一五年十月から「二〇年」にする。公的年金の目的は、「高齢者の生活を支えること」にある。一〇年しか保険料を支払わずに残りの三〇年も免除申請もしなかった人に、「月額一万余千円の年金を支払う」ということで、良いのか？公的年金がこのようなことをして意味があるのか。

② 低所得年金受給者への福祉的給付（実質上の上乘せ年金）

最大で月額一万余り。高齢者六〇〇万人が対象。年金とは、「支払った額に応じて受け取る」が大原則。それで公平性を担保している。その原則を侵すことになる。年金ではなく福祉的給付ならなぜ年金受給者に限定するのか、根拠がない。

③ 年金の特例水準の解消

物価が下がれば年金額も下げるというルールがあるが、物価下落時に政治的判断でマイナス改定せずに据え置いた。その結果、本来よりも二・五％高い水準のままであった。それを三年かけて元に戻す改革。年金は高齢者と現役世代との信頼関係で成り立っている。公平の観点からもっと早く行うべきだった。

④ 被用者年金の一元化

二〇〇六年頃からの懸案がようやく実現。既に受け取っている人の給付への影響は共済の追加費用削減。在職老齢年金の支給停止条項も厚生年金と同じになる。

今後の年金改革の課題

当面は、特例水準の解消やマクロ経済スライドの発動などがあるが、**改革の本命は、支給開始年齢の引き上げ**。なぜならば、これ以上の保険料率引き上げや年金水準の引き下げはともに困難。

日本ほど高齢化が進んでいない、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダでも支給開始年齢を将来的に六七歳〜六八歳に引き上げる改革を既に決定済み。開始年齢を引き上げるのは世界の趨勢。

この改革は、既に受給している高齢者には「痛みがない改革」。しかし現役世代にとっては、「年金は逃げ水」と思われ、年金不信や世代間対立を高めかねないリスクもある。

公的年金、受け取り続けることはできるのか？

高齢者世帯の収入の七割。六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。公的年金は高齢者の生活を支える中心的な存在であり、生活の基礎でありそう簡単には見直しはできない。

今後公的年金の若干の目減りは避けられないが、既に受給している高齢者の年金を急激に減額することは社会的にも政治的にも極めて困難。そのため、年金課税の強化とか、高所得者への年金額の一部停止など、比較的ゆとりのある層を対象に、限定的な減額や負担増が行われるのに止まるのではないか。

ただし現役世代の窮状が更に進み、高齢者との生活水準の「格差」問題が広がれば状況は変わる可能性もある。また、長期的な年金額は、日本経済の動向に大きく左右される。国債のデフォルトなど経済が壊滅的なダメージを受ければ、年金も深く傷つかざるを得ない。

【講師プロフィール】

（文責事務局）

太田 啓之 朝日新聞社記者（週刊朝日、アエラの記者を経て、二〇〇三年より「暮らし編集部」に勤務し年金問題に取り組む）
著書『いま、知らないと絶対損する年金五〇問五〇答』文春新書